

第 1 条（適用範囲）

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

第 2 条（宿泊契約のお申し込み）

1. 当館に宿泊予約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当館までお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の宿泊料金等の内訳による）
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第 3 条の 2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 4 条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感

染症の患者等」という。)であるとき。

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。))。
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるもの(厚生労働省が公開する同条に関する事例を含む)を繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊の申込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料での斡旋など自己の利益をはかる目的を秘して申し込みをしたとき。
- (11) 当館に適用される旅館業法施行条例その他の法令等の規定する場合に該当するとき。
- (12) この約款に違反する事由があるとき。
- (13) その他前各号に準じる事由があるとき。

第 5 条 (宿泊客の契約解除権)

- 1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。
- 3. ご宿泊日の 22 時までにチェックイン手続き(宿泊者名簿のご記入、パスポートのご提示)を頂けない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

第 6 条 (当館の契約解除権)

- 1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。))。
 - (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるもの(厚生労働省が公開する同条に関する事例を含む)を繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 当館に適用される旅館業法施行条例その他の法令等の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (10) この約款に違反する事由があるとき。
 - (11) その他前各号に準じる事由があるとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

第7条（宿泊の登録）

1. 宿泊客には、宿泊日に次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、連絡先
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第10条の料金の支払いを、当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午後4時以降においても、施設・設備の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。
2. チェックアウト当日にレイトチェックアウトをご希望される場合、またはチェックアウト時間を過ぎても滞在が確認された場合には、追加料金として、1時間につき1人あたり3,300円をお支払いいただきます。

第9条（利用規則の遵守）

宿泊客は当館内においては、「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

第10条（料金の支払）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当館の指定の方法で行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当館を滞在中に追加発生した利用料金は、当館指定の方法で別途お支払いいただきます。

第11条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館にお客様が携帯された物品を紛失・破損された場合、当館に故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。
3. 当館は、旅館賠償責任保険に加入しております。

第12条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着する場合は、ご予約時に事前申告され、これを施設が了解したときに限り、保管するものといたします。
2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、当館は、原則として発見日を含めて一定期間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物（消耗品等）

に類するものについては、随時当館にて任意に処分させていただきます。

3. 当館は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、その中身を任意に点検し、前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第13条（駐車の実施）

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第14条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第15条（客室の清掃について）

当館は、4泊以上した場合、3泊ごとに清掃をいたします。なお、宿泊客が清掃不要の旨を申し出た場合はこの限りではありません。

第19条 免責事項

当館からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によるサービスが中断を含む、コンピューター通信の利用によって生じたあらゆる損害、他の利用者や第三者との間に生じたトラブルについて、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が費用を負担するものとします。その他、コンピューター通信のご利用に当館が不適切と判断した行為により、当館および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金
	追加料金
	税金（消費税）

備考.税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 取消料(第5条第2項関係)

2日前までのキャンセル	無料
1日前～当日までのキャンセル	ご利用料金の全額
不泊	ご利用料金の全額

(注意)

1. %は宿泊料金総額に対する取消料の比率を示します。
2. 日程の数え方は、ご宿泊日当日を0（ゼロ）とし、前日から1で計算するものとします。
例) 1月2日のご予約の場合 → 1月1日0時 よりキャンセル料が発生致します。
3. 契約日数が短縮した場合は、宿泊を取消す日に対し、上記基準を適用した取消料がかかります。

利用規約

当館は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、一棟貸切の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第 6 条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

ご利用形態について

1. 貴重品は、お客様の責任下で保管願います。当館での紛失・盗難の責任については、第 11 条 2 項に従います。
2. 客室には訪問客をお招きにならないでください。ご予約人数以上のご宿泊は固くお断りいたします。
3. ロビー及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - イ 動物、鳥類（その他ペット類）
 - ロ 著しく悪臭を発するもの
 - ハ 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品類
 - ニ 麻薬、非合法薬物又はそれに類するもの
 - ホ 許可証のない鉄砲、刀剣類
 - ヘ 著しく多量な物品
4. 館内で、賭博及び風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑をおよぼすような行動はなさないでください。

規制事項について

1. 当館は、館内全面禁煙です（電子タバコや加熱式タバコ等含む）。喫煙は施設外の所定の場所をお願いいたします。館内もしくは客室にて喫煙による臭いや吸い殻などが発見された場合、ご宿泊代とは別に、現場復旧のための特別清掃費として 3 万円を請求させていただきます。また、寝具や備品の交換が必要となった場合には、その費用もご負担いただきます。
2. 設備や電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる料金を全額負担していただきます。
3. 当館の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。
4. 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
 - (1) 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等々の危険物
 - (2) 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - (3) ペット、動物
 - (4) 著しく多量な物品
 - (5) その他法令で所持を禁じられている物等

ご利用について

1. 未成年者のみのご利用は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
2. 風紀、治安を乱すような行為、高声、大声での会話、近隣に迷惑を及ぼす行為が認められた場合は宿泊約款第 4 条に則りご宿泊をお断りする場合がございます。
3. 管理者の許可無く、営業行為（展示会・その他）等、ご宿泊以外の目的での利用はおやめ下さい。
4. 反社会的なご利用を禁止いたします。
5. 施設にて大声を出すなどの近隣への迷惑行為等により警察へ通報された場合は、すべて利用者（宿泊者）が責任を追うことになります。
6. 天災、または利用者の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関

し、当施設は一切の責任を負いません。

7. 管理者及びオーナーは、利用者（宿泊者）の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任をおいせん。
8. 管理スタッフが管理等のため巡回する場合がございます。
9. 内装・外観を変更・装飾が確認された場合、損害を賠償して頂きます。
10. 持込での BBQ はお控えください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、客室から出られるときは必ず施錠をしてください。
2. ご来訪客と当館内でのご面会をご遠慮ください。
3. 約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります